

神戸地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 過誤納金等返還請求事件  
国側当事者・国(尼崎税務署長)  
平成24年7月31日却下・棄却・控訴

判 決

原告	甲 (以下「原告甲」という。)
原告	乙 (以下「原告乙」という。)
上記兩名訴訟代理人弁護士	飯沼 信明
同	上杉 光太郎
被告	国
同代表者法務大臣	滝 実
処分行政庁	尼崎税務署長 中本 己知夫
被告指定代理人	鈴木 喬
同	松本 淳
同	喜多 祐二
同	有原 正代
同	長久 誠
同	三宅 淳也

主 文

- 1 本件訴えのうち、以下の部分を却下する。
  - (1) 処分行政庁が被相続人丙の相続人丁の相続人としての原告らに対して平成23年7月8日付けでした更正の処分及び加算税の変更決定の取消しを求める部分
  - (2) 処分行政庁が原告甲に対して平成23年7月8日付けでした加算税の変更決定の取消しを求める部分
- 2 原告らのその余の主位的請求及び予備的請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

1 主位的請求

- (1) 処分行政庁が、平成23年6月30日付けで原告らに対してした、原告らの平成9年分相続税に係る更正の請求に対し更正をすべき理由がない旨の通知処分をいずれも取り消す。
- (2) ア 処分行政庁が、平成23年7月8日付けで原告甲に対してした、平成9年6月8日相続開始の被相続人丙からの相続に係る相続税の更正処分及び加算税の変更決定処分をいずれ

も取り消す。

イ 処分行政庁が、平成23年7月8日付けで被相続人丙の相続人丁の相続人としての原告甲に対してした、丁に課されるべき相続税の更正処分及び加算税の変更決定処分をいずれも取り消す。

(3)ア 処分行政庁が、平成23年7月8日付けで原告乙に対してした、平成9年6月8日相続開始の被相続人丙からの相続に係る相続税の更正処分を取り消す。

イ 処分行政庁が、平成23年7月8日付けで被相続人丙の相続人丁の相続人としての原告乙に対してした、丁に課されるべき相続税の更正処分及び加算税の変更決定処分をいずれも取り消す。

## 2 予備的請求

被告は、原告らに対し、それぞれ665万6000円及びこれに対する平成11年10月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要

1 本件は、原告らが、母である丙（以下「丙」という。）の死亡により開始した相続（以下「本件相続」という。）に係る相続税（以下「本件相続税」という。）について、原告らに対し別紙1記載の割引債券（以下、割引債券のことを単に「債券」といい、別紙1に記載された債券を「係争債券」という。）のすべてが丙の遺産に属することなどを理由とする更正処分等が行われた後に、係争債券の一部（係争債券のうち、番号13、14、28、29の各債券。以下「本件債券グループ」という。）が丙の遺産に属しないとする判決が確定したため、上記更正処分等の一部が無効になったなどとして、本件債券グループを丙の遺産に属しないものとした結果減少する原告らの相続税相当額が過誤納金及び不当利得となる旨主張し、被告に対し、その返還を求め（予備的請求）、その後、処分行政庁が、上記の判決確定等を理由とする原告らからの更正の請求について、更正の請求には理由がない旨の通知処分及び本件相続税に係る増額再更正処分等を行ったため、これらの処分が違法であるとして、その取消しを追加的に求めた（主位的請求）事案である。

## 2 関係法令

(1)ア 平成23年法律第114号による改正前の国税通則法（以下「通則法」という。）は、相続があった場合、相続人は、その被相続人が納付義務等を負う国税を納める義務を承継するとし（5条1項前段）、この場合において相続人が2人以上いるときは、各相続人が承継する国税の額は、民法の規定に基づく相続分によりあん分して計算した額とする旨規定している（同条2項）。

イ 税務署長は、提出された納税申告書に記載された課税標準等（課税標準、課税標準から控除する金額、純損失等の金額をいう。）又は税額等（納付すべき税額、還付金の額に相当する税額、納付すべき税額の計算上控除する金額又は還付金の額の計算の基礎となる税額をいう。）の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったなどの場合において、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正することができ（通則法24条）、当該更正の後で、更正した課税標準等又は税額等が過大又は過少であることがわかった場合には、当該更正に係る課税標準等又税額等を更に更正することができる（通則法26条）。このような場合、増額の更正は別の更正によって既に確定している納付すべき税額に係る部分の国税についての納税義務に影響を及ぼすものでなく、減額の更正も、それにより減少した税額にかかる

部分以外の国税についての納税義務に影響を及ぼさない（通則法 29 条 1、2 項）。

また、職権で更正を行える期間は、原則としてその更正に係る国税の法定申告期限から 3 年間とされている（通則法 70 条 1 項柱書及び 1 号）。

ウ 納税申告書を提出した者が、その申告に係る税額が過大であること等を知った場合、原則として法定申告期限から 1 年以内に限り、その課税標準等又税額等につき更正をすべきことを請求でき（通則法 23 条 1 項）、ここにいう「納税申告書を提出した者」には納税申告書を提出した者の相続人を含む（通則法 19 条 1 項本文）。

更正の請求について、本件に係る通則法 23 条の規定は次のとおりである。

（1 項）

「納税申告書を提出した者は、次の各号の一に該当する場合には…その申告に係る課税標準等又税額等（当該課税標準等又は税額等に関し…更正…があった場合には、当該更正後の課税標準等又税額等）につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

一 当該申告書に記載した課税標準等又税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていないかつたこと又は当該計算に誤りがあったことにより、…当該更正後の税額…が過大であるとき。」（2、3 号は省略する。）

（2 項）

「納税申告書を提出した者…は、次の各号の一に該当する場合…には、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間において、その該当することを理由として同項の規定による更正の請求…をすることができる。

一 その…更正…に係る課税標準又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決（判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。）により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき。その確定した日の翌日から起算して 2 月以内

二 その…更正…に係る課税標準等又は税額等の計算に当たってその申告をし…た者に帰属するものとされていた所得…が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る国税の更正…があったとき。当該更正…があった日の翌日から起算して 2 月以内」（3 号は省略する。）

（3 項）

「更正の請求をしようとする者は、…その更正の請求をする理由、…その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない。」

（4 項）

「税務署長は、更正の請求があった場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。」

(2) ア 相続税は、相続等による財産の取得の時に納税義務が成立し、納税者の申告に基づいて具体的な納税額が確定するとされているところ（通則法 15 条 2 項 4 号、16 条 1 項 1 号）、相続税法（平成 15 年法律第 8 号による改正前のもの。以下同じ。）は、相続等により財産を取得した個人を納税義務者と定め（1 条 1 号）、納税申告は各人が相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 月以内に申告書を提出してしなければならないとして（27 条 1 項）、個別申告を原則としている。

イ 相続により取得した財産の全部又は一部が共同相続人によって分割されていない場合、

相続税法は次のとおり定めている。また、ここにいう「民法…の規定による相続分」とは、民法900条から903条までに規定する相続分をいうとされている（相続税法基本通達55-1）。

(55条)

「相続…により取得した財産に係る相続税について申告書を提出する場合…において、当該相続…により取得した財産の全部又は一部が共同相続人…によってまだ分割されていないときは、その分割されていない財産については、各共同相続人…が民法…の規定による相続分…の割合に従って当該財産を取得したものとしてその課税価格を計算するものとする。ただし、その後において当該財産の分割があり、当該共同相続人…が当該分割により取得した財産に係る課税価格が当該相続分…の割合に従って計算された課税価格と異なることとなった場合においては、当該分割により取得した財産に係る課税価格を基礎として、納税義務者において申告書を提出し、…又は税務署長において更正…をすることを妨げない。」

ウ 相続税法は、後発的事由に係る更正の請求の特則（32条）及び更正の特則（35条）をそれぞれ定めているところ、その具体的な内容は次のとおりである。

(32条)

「相続税…について…申告書を提出した者…は、次の各号のいずれかに該当する事由による当該申告…に係る課税価格及び相続税額…が過大となったときは、当該各号に規定する事由が生じたことを知った日の翌日から4月以内に限り…その課税価格及び相続税額…につき国税通則法23条1項の規定による更正の請求をすることができる。

一 55条の規定により分割されていない財産について民法…の規定による相続分…の割合に従って課税価格が計算されていた場合において、その後当該財産の分割が行われ、共同相続人…が当該分割により取得した財産に係る課税価格が当該相続分…に従って計算された課税価格と異なることとなったこと。」（2号以下は省略する。）

(35条3項)

「税務署長は、32条1号…の規定による更正の請求に基き更正をした場合において、当該請求をした者の被相続人から相続…に因り財産を取得した他の者につき次に掲げる事由があるときは、当該事由に基き、その者に係る課税価格又は相続税額を更正…する。ただし、当該請求があつた日から1年を経過した日と国税通則法70条の規定により更正…をすることができないこととなる日とのいずれか遅い日以後においては、この限りでない。

一 当該他の者が27条…の規定による申告書…を提出し…た者である場合において、当該申告…に係る課税価格又は相続税額…が当該請求に基き更正の基因となった事実を基礎として計算した場合におけるその者に係る課税価格又は相続税額と異なることとなること。」（2号は省略する。）

(3) 平成15年4月1日に施行された同年法律第8号により、相続税法32条5号は次のとおり改正された（平成18年法律第10号による改正前のもの。以下「改正後相続税法」という。）。同号及び同号の委任を受けた相続税法施行令8条1号の規定は次のとおりである（なお、改正後相続税法は、平成15年1月1日以後に生じた相続について適用され、同日前に生じた相続により取得した財産に係る相続税については適用がないとされている（改正後相続税法附則15条）。）。また、原告らが主張（前提事実で引用しているものを含む。）する相続税法32条1

項6号及び相続税法施行令8条2項1号に相当する内容を持つ規定は、改正後相続税法においては32条5号であり、その施行令においては8条1号である。

(改正後相続税法32条5号)

「前各号に規定する事由に準ずるものとして政令で定める事由が生じたこと。」

(改正後相続税法施行令8条)

「法32条5号に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 相続…により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。」(2号、3号は省略する。)

### 3 前提事実(証拠等の掲記がない事実は、当事者間に争いがない。)

#### (1) 当事者等

ア 原告甲は、昭和59年1月19日に死亡した戊と平成9年6月8日に死亡した丙との間の長男であり、原告乙は三男である。平成10年11月25日に死亡した丁(以下「亡丁」という。)は、戊及び丙の四男であり、A(以下「A」という。)は、同じく長女である。B(以下「B」という。)は、Aの夫である。

イ 丙の相続人は、原告ら、亡丁及びAの4名であり、亡丁の相続人は、原告ら及びAの3名である。

#### (2) 別件訴訟に至る経緯

##### ア 本件相続税の申告等

(ア) Aは、平成10年4月6日、処分行政庁に対し、本件相続税について、別紙2の「申告」欄のとおり記載した申告書を提出した。その際、Aは、丙の遺産については未分割であり、相続税法55条に基づき法定相続分で取得したものとして、課税価格を計算していた。(甲1、弁論の全趣旨)

(イ) 原告ら及び亡丁は、同月7日、処分行政庁に対し、本件相続税について、それぞれ別紙2の「申告」欄のとおり記載した申告書を提出した。その際、原告ら及び亡丁は、丙の遺産のうち貴金属については分割取得したが、その他の遺産については未分割であり、相続税法55条に基づき法定相続分で取得したものとして、課税価格を計算していた。

##### イ 本件相続税に係る更正処分等

(ア) 平成11年4月26日以降、尼崎税務署の担当者が本件相続税の調査をした結果、係争債券を含め、相続財産に申告漏れや評価誤りが認められるとしたが、原告ら及びAは、処分行政庁に対し、上記申告漏れ等に係る相続税の修正申告書を提出しなかった。

なお、係争債券の評価額は3億6414万1424円であり、そのうち本件債券グループの評価額は3993万4000円である。

(イ) そこで、処分行政庁は、原告ら及びAに対し、同年7月1日付けで、別紙2の「更正処分等」欄記載のとおり更正を行った。当該各更正の際、既に亡丁は死亡していたことから、処分行政庁は、通則法5条1、2項に基づき、原告ら及びAに対し、本件相続に関して原告ら及びAが亡丁の死亡によって承継することとなる同人の相続税についても、併せて更正を行った(以下、原告らに対する上記更正及び亡丁相続人としての原告らに対する上記更正を併せて、「本件各更正処分」という。)

(ウ) 処分行政庁は、原告甲に対しては係争債券に係る相続税について、原告乙に対しては郵便貯金に係る相続税について、同日付けで、それぞれ別紙2の「更正処分等」欄記載の

とおり、重加算税賦課決定を行った。また、処分行政庁は、原告らに対し、その余の申告漏れの財産に係る相続税及び亡丁の死亡によって原告らが承継することとなった相続税の過少分について、併せて過少申告加算税賦課決定を行った（以下、原告らに対する上記各加算税の賦課決定と本件各更正処分を併せて、「本件各更正処分等」という。）。

(エ) 処分行政庁は、Aに対し、係争債券に係る相続税について、同日付けで、別紙2の「更正処分等」欄記載のとおり、重加算税賦課決定を行うとともに、申告漏れの財産に係る相続税及び亡丁の死亡によってAが承継することとなった相続税の過少分についても、併せて過少申告加算税賦課決定を行った（以下、Aに対する上記各加算税の賦課決定と更正処分を併せて「Aに対する更正処分等」という。）。

#### ウ 異議申立て等

(ア) Aは、同年8月30日、処分行政庁に対し、Aに対する更正処分等を不服として異議申立てを行い、原告らは、同月31日、本件各更正処分等を不服として、処分行政庁に対し、異議申立てを行った。

処分行政庁は、原告らの上記各異議申立てを受けて、丙に帰属する現金を450万円と認定したことについて誤りがあったとして、平成12年6月30日付けで、本件各更正処分等の一部を取り消す旨の異議決定（以下、本件各更正処分等とは同異議決定によって一部取り消された後のものをいう。）を行い、Aに対しても同様の異議決定（以下、Aに対する更正処分等とは同異議決定によって一部取り消された後のものをいう。）を行った（それらの内容は、別紙2の「異議決定」欄記載のとおりである。）。

(イ) Aは、同年7月28日、国税不服審判所長に対し、Aに対する更正処分等について審査請求を行い、原告らは、同年8月4日、国税不服審判所長に対し、本件各更正処分等について審査請求を行った。

国税不服審判所長は、平成14年8月9日、いずれの審査請求も棄却する旨の裁決を行った。

(ウ) なお、原告らは、平成11年9月に本件各更正処分等に基づく相続税額を全額納付している。

#### エ 別件訴訟

(ア) Aは、平成14年11月7日、Aに対する更正処分等に不服があるとして、尼崎税務署長を被告として、これらの処分の取消訴訟を神戸地方裁判所に提起した（同庁平成●●年（○○）第●●号。以下「M事件」という。）。

また、原告らは、同月15日、本件各更正処分等に不服があるとして、尼崎税務署長を被告として、これら処分の取消訴訟を神戸地方裁判所に提起した（同庁平成●●年（○○）第●●号。以下、「N事件」といい、M事件と併せて（併合後も含めて）「別件訴訟」という。）。

(イ) 別件訴訟では、係争債券が丙の遺産に属するかが共通の争点として争われたため、M事件及びN事件が併合された。また、別件訴訟において、便宜上、係争債券は次の3つにグループ分けされた。（甲1、4）

a 一つ目のグループは、丙の遺産であることについて、原告ら及びAが認めるものであり、係争債券のうち、番号21ないし23及び36ないし38の債券がこれに当たる（別紙1の債券グループ1）。

- b 二つ目のグループは、Aは丙の遺産であると認めるが、原告らはこれを争うものであり、係争債券のうち、番号1ないし12、24、25、34、35、39ないし42の債券がこれに当たる（別紙1の債券グループ2）。
- c 三つ目のグループは、原告らは丙の遺産であると認めるが、Aはこれを争うものであり、係争債券のうち、番号13ないし20、26ないし33の債券がこれに当たる（別紙1の債券グループ3。本件債券グループは、このグループに属する。）。
- (ウ) 神戸地方裁判所は、平成●年●月●日、M事件については、係争債券のうち本件債券グループが丙の遺産に属すると認めるには足りないとして、Aに対する更正処分等の一部を取り消す一方で（以下、判決のこの部分を「別件判決M部分」（ただし、後記大阪高裁での判断を含む。）という。）、N事件については、原告らが本件債券グループを丙の遺産に属することを認めていることを理由に係争債券のすべてが丙の遺産に属するものとして、原告らの請求をいずれも棄却する旨判示した（以下、判決のこの部分を「別件判決N部分」（ただし、後記大阪高裁での判断を含む。）といい、判決全体を「別件判決」という。）。

(甲1)

- (エ) 別件判決M部分について不服のあるA及び被告である尼崎税務署長の双方が控訴し、別件判決N部分について不服のある原告らが控訴した（大阪高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号）。（甲2）

- (オ) 大阪高等裁判所は、平成●年●月●日、別件判決M部分につき重加算税及び過少申告加算税の取消額に計算の誤りがあったとして、その点について変更したものの、別件判決N部分に係る原告らの控訴はいずれも棄却する判決を言い渡した。（甲2）

当事者から上告及び上告受理申立てがなかったため、別件判決は、そのころ確定した。

### (3) 別件和解の成立

原告らは、平成21年6月29日、A及びBを被告として、不法行為に基づく損害賠償請求権等に基づき、原告らに対しそれぞれ5166万6666円の支払等を求める訴えを神戸地方裁判所尼崎支部に提起した（同庁平成●●年（〇）第●●号）。同訴訟では、平成22年9月17日、当事者間で丙の遺産の一部を分割する内容の和解（以下「別件和解」という。）が成立した。別件和解には、本件債券グループがBの所有する同人に帰属する債券であることを当事者双方が認める旨の確認条項があった。（甲5、6、弁論の全趣旨）

### (4) 本件各更正請求等

ア 原告らは、平成21年4月2日、処分行政庁に対し、「過納金還付請求書」と題する書面を提出した。同書面には、大要、次のとおり記載されていた。（甲3）

- (ア) 原告らに対する本件各更正処分等が行われた後、別件判決が確定したことにより、本件債券グループが丙の遺産に属することを前提とする本件各更正処分等は違法なものとなり、原告らに対する相続税額のうち各449万2000円及び亡丁の死亡により原告らが納付義務を承継した相続税額のうち各166万4000円が過納となっている。そこで、原告らは、通則法56条1項により、各665万6000円並びに過少申告加算税及び重加算税に係る過納金の還付を請求する。

- (イ) 予備的請求として、不当利得返還請求権に基づいて上記過納金相当額の返還を求める。また、相続税法32条1項6号（相続税法施行令8条2項1号）に該当する事由により、原告らに対する相続税額が過大となったため、通則法23条1項の規定による更正の請求

をする（以下、同書面に基づく更正の請求を、「本件各更正請求」という。）。

イ 原告らは、平成22年12月24日、第1の予備的請求に係る判決を求めて、本件訴訟を提起した。（当裁判所に顕著）

ウ(ア) 原告らは、平成23年6月14日、処分行政庁に対し、「過納金還付請求書の補充書」と題された書面（以下「本件補充書」という。）を提出した。同書面には、本件各更正請求に係る更正の請求の事由の補充として、別件和解が成立した旨が記載されていた。（甲7）

(イ) 原告らは、同月24日、本件訴訟について処分行政庁の本件各更正請求に対する不作為の違法確認訴訟及び更正の義務付け訴訟を追加したが、その後、処分行政庁が下記(ウ)の本件各通知処分をしたことを受け、上記追加部分を取り下げた。（当裁判所に顕著）

(ウ) 処分行政庁は、同月30日、原告らに対し、本件各更正請求につきいずれも更正をすべき理由がない旨の通知（以下、更正請求の理由がない旨の通知を単に「通知処分」といい、原告らに対する同日付け通知処分を「本件各通知処分」という。）を行った。その理由とするところは、平成15年1月1日以降の相続により取得した財産に係る相続について適用される相続税法32条6号（なお、同条は、平成23年法律第114号により2項が追加されたため、同改正によって、相続税法32条6号は同条1項6号となっている。）は、本件相続に適用されないというものである。（甲8の1・2、乙2の1・2）

原告らは、平成23年8月10日、処分行政庁に対し、本件各通知処分に係る異議申立てを行ったが、処分行政庁は、同年11月7日付けで上記各異議申立てをいずれも棄却する旨の異議決定をした。（甲9、16の1・2）

エ(ア) 処分行政庁は、同年7月8日付けで、別紙2の「第2更正処分等」欄記載のとおり、次の処分を行った。（甲10の1～4）

a 亡丁の相続税について

原告らが承継した亡丁の相続税に係る減額再更正及び過少申告加算税の変更決定（以下、これらを併せて「本件各減額再更正処分等」という。）。

b 原告らの固有の相続税について

原告甲に対する本件相続税に係る増額再更正及び重加算税の変更決定及び原告乙に対する本件相続税に係る増額再更正（以下、原告らに対する増額再更正（ただし、原告甲に対する増額再更正処分については、下記の異議決定により、処分の一部が取り消された後のものをいう。）を「本件各増額再更正処分」といい、これと原告甲に対する同日付け重加算税の変更決定を併せて、「本件各増額再更正処分等」という。）。

(イ) 原告らは、同年8月10日、処分行政庁に対し、本件各増額再更正処分等及び本件各減額再更正処分等に係る異議申立てを行ったところ、処分行政庁は、本件各増額再更正処分のうち原告甲に対する増額更正処分において代償財産の計算に誤りが認められたとして、別紙2の「第2異議決定」欄記載のとおり、同年11月7日付けでその一部を取り消すとともに、その余の異議申立てはいずれも棄却する旨の異議決定を行った。（甲11、12、17の1・2）

処分行政庁は、上記の一部取消しに伴い、同月9日付けで原告甲に対する重加算税を3500円減額する旨の変更決定を行った。（乙6）

(ウ) 原告らは、同年12月7日、国税不服審判所長に対し、本件各通知処分、本件各増額



再更正処分等及び本件各減額再更正処分等のそれぞれに係る審査請求をした。(乙7、弁論の全趣旨)

(5) 本件相続税の納付

処分行政庁は、原告らに対し同年8月26日付けで本件相続税に係る督促状を送った。原告甲は、同年10月18日、本件各増額再更正処分等及び本件各減額再更正処分等に基づく相続税として延滞税を含めた1860万3588円を納付し、原告乙は、同月19日、同じく延滞税を含めた1523万5820円を納付した。(甲13ないし15の各1・2、弁論の全趣旨)

(6) 被告が主張する原告らの相続税額

被告が主張する原告らに係る本件相続税の算出過程及び算出根拠は、別紙3ないし5及び同6-1・2記載のとおりである。

本件の争点及び争点に対する当事者の主張は、下記(3、4)のとおりであるところ、原告らは、本件各増額再更正処分の実体面における違法性として、本件債券グループについても丙の遺産に属することを前提とした計算がされている点を主張しているほかは、被告主張のその余の課税根拠及び計算関係については争っていない(争点6)。

3 争点

(1) 本案前の争点

- ア 本件各通知処分の取消しを求める訴えの適法性(争点1)
- イ 本件各減額再更正処分等の取消しを求める訴えの適法性(争点2)
- ウ 本件各増額再更正処分等のうち、原告甲の、同原告に対する重加算税の変更決定処分の取消しを求める訴えの適法性(争点3)

(2) 本案の争点

- ア 本件各通知処分の違法性(争点4)
- イ 本件各減額再更正処分等の違法性(争点5)
- ウ 本件各増額再更正処分等の違法性(争点6)
- エ 過誤納金返還請求の当否(争点7)

4 争点に対する当事者の主張

(1) 本件各通知処分の取消しを求める訴えの適法性(争点1)

【被告の主張】

- ア 通知処分は、新たに税額を確定する効果はないものの、納税者の更正の請求に対して課税庁が減額更正を拒否し、申告税額について全体的に見直した上で減額を認めないことを確認する効果を持つ処分である。
- イ 通知処分の取消訴訟は、総額主義の下、税額全体を見直して申告額を下回るか否かを審理対象として判断することになるから、増額更正処分の取消訴訟と審理対象が重なり合うこととなる。そして、通知処分は申告税額の減少のみに関わるのに比し、増額更正処分は納付すべき税額全体に関わり、申告税額を正当なものではないとした上で増額更正を加えて税額の総額を確定する処分である。

そうすると、増額更正の内容は通知処分の内容を包摂する関係にあるといえ、通知処分の後に増額更正処分が行われた場合には、通知処分は増額更正処分に吸収され、通知処分の取消しを求める訴えは訴えの利益を欠くと解すべきである。

【原告らの主張】

争う。

(2) 本件各減額再更正処分等の取消しを求める訴えの適法性（争点2）

【被告の主張】

本件各減額再更正処分等は、いずれも税額を減少させるものであって、原告らがこれらの取消しを求める利益はないのであるから、その取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠き不適法である。

【原告らの主張】

争う。

(3) 本件各増額再更正処分等のうち、原告甲の、同人に対する重加算税の変更決定処分の取消しを求める訴えの適法性（争点3）

【被告の主張】

本件各増額再更正処分等のうち、処分行政庁が原告甲に対して平成23年7月8日付けでした重加算税の変更決定処分は、重加算税の額を1515万5000円から1370万6000円に変更するものであるから、この取消しを求める原告甲の訴えは、訴えの利益を欠き不適法である。

【原告らの主張】

争う。

(4) 本件各通知処分の違法性（争点4）

【原告らの主張】

ア(ア) 原告らは、通則法23条1項の規定に基づき更正の請求をした。税務署長は、更正の請求に対し、その理由とされたところについて課税標準等の実態を調査し、当該理由の有無を判断することが求められているが（通則法23条4項）、本件各通知処分は、原告らに対する相続税額の計算の基礎となった事実に関する別件判決の内容を考慮しておらず、税務署長に与えられた権限を逸脱する違法な処分である。

(イ) 別件和解は、丙の遺産の対象となる係争債券の範囲を確定したものであり、通則法23条2項1号にいう「判決」と同一の効力を有するものであるところ、処分行政庁は、別件和解の成立を記載した本件補充書によって、丙の遺産総額が減少していることを容易に知ることができたのであるから、別件和解により確定した遺産総額を前提とした更正の決定をしなければならない。

イ 通則法23条2項1号の「判決」

(ア) 本件債券グループは、別件判決M部分により丙の遺産に属しないとされたものであるところ、当該事實は、別件判決以前には主張できなかった事由として通則法23条2項が予定する後発的事由といえる。

(イ) 通則法23条2項1号にいう「計算の基礎となった事実」とは、広く課税計算の基礎若しくは前提となった事実であってそれにより特定の課税計算の内容を左右するものを意味するといふべきであり、また、同号の「関する訴え」とは、その事實が直接訴訟物となる訴えに限らず、計算の基礎となった事実が判決の前提となり、その判決の理論的な帰結として特定の課税計算の内容を左右するものをも含むといふべきである。

M事件は、本件債券グループが丙の遺産に属するか否かが主要な争点となっており、丙の遺産の範囲の認定が別件判決M部分の大前提となっているところ、同遺産の範囲は、丙

の相続人間において共通するものであり、同一の相続に係る原告らに対する課税計算の内容を左右する事実であるから、被相続人の遺産の範囲を認定する別件判決M部分は、理論的に原告らの課税物件を減少させるものとして、「計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決」に当たるといふべきである。

(ウ) 別件判決M部分はAに対する判決であるものの、通則法23条2項1号の文理上、同号の「判決」が、更正の請求をしようとする者に対する判決に限定されるとはいえないし、同項2号も、他の者に係る更正があったことを更正の請求の理由とできることを定めている。このような条文の構成及び事後的な救済を図ろうとする通則法の趣旨からすれば、同項1号にいう「判決」とは、更正の請求を行おうとする者への判決に限る必要はなく、理論的にその者の課税物件を減少させる他者への判決も含むと解すべきである。

ウ 通則法23条2項1号の「和解」

(ア) 通則法23条2項1号に基づくことを理由とする更正の請求が既にされている場合、当該請求後に同号に該当する別の理由を追加することが自由に認められるべきである。

(イ) また、更正の請求の期間制限は、租税関係の法的安定性の確保を目的とするものであり、既に別の理由をもって更正の請求がされており、行政庁がそれに応答しない間に請求の理由を追加するような場合においては、そもそも法的安定性の要請は働かないから、期間制限は及ばないといふべきである。

処分行政庁は、原告らが本件訴訟において本件各更正請求に対する不作為の違法確認の訴えを追加した直後に本件各通知処分をしたものであって、原告らが問題にしなければ、処分行政庁が本件各更正請求に応答しなかったことは明らかである。このような処分行政庁の態度からすれば、本件において法的安定性の要請を考慮する必要はない。

(ウ) 別件和解は、別件判決M部分によって本件債券グループが丙の遺産に属しないと判断されたことを受けて、改めて、Aとの間で係争債券のうち丙の遺産に属するものの範囲を明らかにしたものであり、客観的かつ合理的な根拠に基づいたものである。

通則法23条2項は、後発的事由により納税額が過大となった場合において納税者を救済すべく設けられた規定であるところ、原告らは別件判決が言い渡されるまで係争債券がすべて丙の遺産に属するものと認識していたのであるから、この場合に通則法23条2項の適用が認められないとすれば、同項の存在意義が失われることとなる。

#### 【被告の主張】

ア 通則法23条2項1号の「判決」

別件判決M部分は、Aに対する更正処分等の違法性一般を訴訟物とする訴えに関する判決であり、原告らに対する本件各更正処分等に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に係る判決ではないから、通則法23条2項1号の「判決」に当たらない。

イ 通則法23条2項1号の「和解」

(ア) 本件各更正請求は、別件和解が成立した平成22年9月17日の前に行われたものである。

また、通則法23条2項1号は和解等の「確定した日の翌日から起算して2月以内」に請求をしなければならないと定めているところ、原告らにおいて別件和解が成立した旨を記載した本件補充書を処分行政庁に提出したのは、平成23年6月14日のことであるから、仮に本件補充書の提出をもって、別件和解の成立を理由とする更正の請求がされたと

解することができるとしても、同請求は上記期限後にされた不適法なものである。

(イ) 通則法23条2項1号に該当するには、納税者が課税当時若しくはその後の同条1項所定の期間内に更正の請求をしなかったことについて、やむを得ない理由があることが必要であるが、原告らは、N事件において本件債券グループが丙の遺産であることを争わず、また、通則法23条1項所定の期間内に更正の請求もしなかったのであるから、やむを得ない理由があるとはいえず、同条2項1号には当たらないというべきである。

(5) 本件各減額再更正処分等の違法性（争点5）

【原告らの主張】

ア 本件各減額再更正処分等においては、取得財産価額の合計額が同処分の前と同額の11億4628万1848円となっている。しかし、この額は、丙の遺産に属しない本件債券グループの評価額が加算されているものである。したがって、このような誤った取得財産価額に基づいて税額計算がされた本件各減額再更正処分等は違法である。

イ 本件各減額再更正処分等の通知書には、取得財産価額及び亡丁に係る相続税のあん分割合が変更されていることについての具体的説明がなく、更正の理由の付記がないところ、このような処分は、信義則（民法1条）に反するものであって、違法である。

【被告の主張】

争う。

(6) 本件各増額再更正処分等の違法性（争点6）

【被告の主張】

本件各増額再更正処分等のうち、本件各増額再更正処分を除く部分の取消しを求める点は上記（争点3）のとおり不適法であり、本件各増額再更正処分は、以下のとおり、適法である。

ア 本件各通知処分が違法でないことは上記(4)のとおりであるところ、別件判決N部分において適法であることが確定した本件各更正処分等における取得財産価額の合計額は、本件債券グループを含む11億4628万1848円である。

イ 別件和解に伴い、本件相続の相続財産が一部分割された結果、原告らが取得した分割済み財産の価額は、原告甲が3億6198万0456円、原告乙が3億5105万4088円となる。その結果、未分割の相続財産の価額は1億4458万8000円になるところ、当該未分割財産については、亡丁のみが自己の権利を主張することができるから、そのすべてを亡丁が取得したものとして相続税の課税価格を計算することとなる。

よって、原告らの取得財産価額は、原告甲が3億6198万0456円、原告乙が3億5105万4088円となり、これに基づく具体的な相続税額の算定過程及び算出根拠は、別紙3ないし5及び同6-1・2記載のとおりである。

ウ 原告らは、本件各増額再更正処分に理由が付記されていないとするが、国税に関する法律に基づき行われる処分については理由付記を定める行政手続法14条の規定が適用されず、ほかに相続税の更正通知書において更正の理由を付記しなければならないとする規定は存在しないのであるから、本件各増額再更正処分に理由が付記されていないことに何ら違法はない。

【原告らの主張】

ア 次のとおり付け加えるほかは、上記(4)及び(5)と同旨。

イ 本件各増額再更正処分等は、相続税法35条3項1号に基づくものとされているところ、

Aによる更正の請求に基づく「更正の基因となった事実」とは、別件和解による遺産分割協議にほかならない。そして、別件和解においては、丙の遺産の対象となる係争債券の範囲が別件判決M部分と同じ（係争債券から本件債券グループを除いたもの。）であることを確認したのであり、その価額は合計3億2420万7424円となるのであるから、原告らとの関係においても、取得財産価額の合計額が11億0634万7848円に減少すべきものである。

しかし、本件各増額再更正処分等において、処分行政庁は、遺産の対象を係争債券全体（合計3億6414万1424円）とし、取得財産価額の合計額を11億4628万1848円とする認定を維持しているのであって、相続税法35条3項1号の運用を誤った違法な処分である。

(7) 過誤納金返還請求の当否（争点7）

【原告らの主張】

ア 別件訴訟は、実質的には原告ら及びAとの間の遺産確認訴訟に当たるところ、遺産確認訴訟は、固有必要的共同訴訟と解され、共同訴訟人の一人が争ったときは、他の共同訴訟人全員が争ったことになる。したがって、Aが本件債券グループを丙の遺産と認めない旨主張しているにもかかわらず、これを原告らとの関係において争いのない事実として扱った別件判決N部分の判断は違法であって、その限度において、証拠に基づき本件債券グループが丙の遺産に帰属しないと認定した別件判決M部分の判断が効力を有するというべきである。

仮に上記の主張が認められないとしても、原告ら及びAは別件和解において本件債券グループが丙の遺産に属しないことを確認しているのであるから、これが丙の遺産に属することを前提として計算された本件各更正処分等は、遺産に属しない財産を遺産として相続税の賦課をしたものであって、その限度で無効となる。

既判力は、事実審の口頭弁論終結時を基準とされているところ、N事件の口頭弁論終結は平成20年10月29日であり、M事件の控訴審判決は、平成●年●月●日に言い渡されており、別件判決M部分は、別件判決N部分の既判力が及ばない。

イ 別件判決N部分の認定を有効とすることは、同一の被相続人の相続に係る課税につき同一相続分で相続した相続人間で異なる扱いをするものであるから、平等原則に反し、また、Bが所有する財産について相続税を原告らが賦課徴収されることとなるから、相続税法の規定や応能負担原則に違反するものである（憲法14条1項、25条、29条）。

ウ 以上のとおり、本件各更正処分は、重大な瑕疵があるから当然に無効というべきである。したがって、原告らが丙から相続した遺産に係る課税価格は、本件債券グループの評価額を減額した2億8143万1000円（本件各更正処分における課税価格2億9141万5000円から本件債券グループの評価額の4分の1を減じた額）に変更されるべきものであり、原告らが支払うべき相続税額はそれぞれ9414万5500円とされるべきであるところ、これと本件各更正処分における相続税額9913万7500円との差額499万2000円は法律上の原因なしに賦課徴収されたものである。同様に、原告らが丙相続人亡丁の相続開始により納税義務を承継した相続税についても、166万4000円が法律上の原因もなく賦課徴収されている。

よって、原告らは、被告に対し、不当利得ないし過誤納金として各665万6000円を返還すべき義務を負う。

## 【被告の主張】

- ア 原告らの請求が認められるためには、被告が、原告らの納付した相続税等を利得していることについて法律上の原因がないことが必要になり、そのためには、取消訴訟等で処分が違法なものとして取り消されるか、あるいは法律上当然に無効とされる場合であることを要する。
- イ(ア) 本件各更正処分等が無効であるなどと原告らが主張することは、別件判決N部分の既判力に抵触するものであり、許されない。また、M事件は、Aと処分行政庁との間で行われた訴訟であり、別件判決M部分の既判力が原告らに及ぶことはないし、当該判決によって、原告らに対する別件判決N部分の既判力が遮断されることもない。
- (イ) 相続税の納税義務者は相続等により財産を取得した個人とされ、個別申告を原則としているところ、共同相続の場合においても、相続税の申告及び課税は各相続人ごとに別個独立に行われるのであるから、その効力も個別的に判断すべきであり、遺産に属する財産か否かが争われれば、直ちにその訴訟が固有必要的共同訴訟になるというものではない。
- (ウ) 更正処分により確定した課税標準等又は税額等は、その基礎となった事実に関して事後的にそれと異なる内容の和解がされたとしても、当然に無効となるものではない。
- (エ) 別件判決N部分において、相続税の基礎となる遺産の範囲に本件債券グループが含まれることとなったのは、原告らの訴訟追行の結果にすぎないから、本件各更正処分等が平等原則に反するとはいえない。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 本件各通知処分の取消しを求める訴えの適法性（争点1）

- (1) 原告らの本件各更正請求は、別件判決によって、本件相続に係る原告らの相続税額及び丙相続人亡丁相続人として原告らが納付義務を承継した亡丁の相続税がいずれも過大になっていることを理由とするものと認められる（甲3）。これに対して、処分行政庁は、原告らが、原告ら固有の相続税についてのみ更正の請求をしているものと判断して（したがって、原告らが亡丁相続人として承継した亡丁の相続税については更正の請求がされていないと判断して）、本件各通知処分を行っていることが認められ（乙2の1・2）、被告の主張も、処分行政庁が上記処理を行っていることを前提とするものである。

以上を踏まえて、本件各通知処分の取消しを求める訴えの適法性について検討する。

- (2)ア 本件では、本件各通知処分の後に本件各増額再更正処分がされているところ、被告は、増額再更正処分の内容には減額更正をすべきでないとする通知処分の判断内容が包摂されているなどとして、増額再更正処分の取消しを求めている本件においては、原告らが別途通知処分の取消しを求める訴えの利益はない旨主張する。
- イ この点について、更正の請求とは、課税標準等又税額等を自己に有利に変更し、それにより自己が納付すべき税額を減額することを求めるものであり、かかる請求を受けた課税庁は、その請求に係る課税標準等又税額等を調査し、請求に理由がないと認めるときは通知処分を行うこととされているところ（通則法23条4項）、通知処分それ自体は、課税庁において、請求者に係る課税標準等又は税額等を全体的に見直した上で、減額をしないことを確認し、減額更正をすべきでないとして請求を拒否する旨の判断を示すものにすぎないのであって、当該税額等を確定させる効果を有するものではない。他方で、増額再更正処分とは、課税標準等又税額等を確定的に増額変更する処分であって、それにより納付すべき税額の総

額を確定する効果を有するものである。

そうすると、通知処分と増額再更正処分は、法的性質及び効果を全く異にする別個の処分というべきである上、通知処分を取り消す旨の判決が確定すれば、課税庁は判決の趣旨に従った行動をすべき義務を負い（行政事件訴訟法33条2項）、その限りで納税者の利益にも資するのであるから、通知処分の後に増額再更正処分が行われたという一事をもって、直ちに、通知処分を争う訴えの利益がなくなるということとはできない。

ウ(ア) また、増額の更正は、納税者に不利益な処分であるところ、これをいつまでも行えることとすれば、租税関係の法的安定性が損なわれるとともに納税者に予想外の不利益を強いることにもなる。そこで、通則法は、原則として、更正に係る国税の法定申告期限から3年を経過した日以後は、増額更正を行うことができないとしている（除斥期間。70条1項1号）。他方、相続税法は、上記除斥期間が経過した後であっても増額の更正を行うことができる場合を規定しているところ（35条3項）、同項は、相続財産の全部又は一部が未分割であるとして同法55条の規定に基づく相続税の申告がされた後に、遺産分割協議が成立したことなどの理由によって、当該申告ないしその後の更正等に係る課税価格及び相続税額が過大となった者が同法32条の規定に基づく更正の請求を行い、税務署長が当該更正の請求に基づいて課税価格及び相続税額の更正をした場合には、当該更正の請求をした者の被相続人から相続により財産を取得した他の者の課税価格等にも当然変動を生じることになるから、当該変動の限度において、特に増額の更正を行うことができることを定めたものである。

(イ) 上記の趣旨及び各条文の規定内容等に照らせば、相続税法35条3項の規定に基づく増額の更正は、既に申告や更正によって確定している課税標準等を前提とした上で、これと同法32条に基づく更正の請求の基因となった変動した事実とを基礎として計算をした結果、その者に対する課税価格等が従来の申告等に係る課税価格等と異なることになった場合に限り行うことができるものといえ、その際、通常増額更正とは異なり、課税要件に係る事実全体を改めて見直すことは予定されていないと解される。そうすると、少なくとも、増額更正の除斥期間を過ぎた時点において行われた相続税法35条3項に基づく増額更正は、除斥期間内に行われる通常増額更正とは性質を異にするというべきであり、その内容において、通知処分の判断内容を包摂する関係にあるということとはできない。

エ 以上の点に鑑みれば、被告の主張は理由がないものといわざるを得ず、原告らは、本件各通知処分の取消しを求める利益を有するというべきである。

## 2 本件各減額再更正処分等の取消しを求める訴えの適法性（争点2）

(1) 原告らに係る別紙2の「更正処分等」欄及び「第2更正処分等」欄の各斜体字部分をみれば明らかとおり、本件各減額再更正処分等は、原告らが納付義務を承継した被相続人亡丁の相続税について、本件各更正処分と比して本税額及び過少申告加算税額のいずれについても減少させることを内容とする、減額再更正である。

(2) 減額再更正は、それにより減少した税額に係る部分についてのみ法的効果を及ぼすものであるところ（通則法29条2項）、それ自体は当初の更正とは別個独立の課税処分ではなく、その実質は、当初の更正の変更であり、それによって税額の一部取消しという納税者に有利な効果をもたらす処分と解するのが相当である（最高裁判所昭和56年4月24日第二小法廷判決・民集35巻3号672頁）。したがって、納税者において減額再更正処分を取り消す訴え

の利益はないというべきであり、この理は、加算税を減額する旨の変更決定処分についても同様に妥当する（通則法32条2、5項）。

(3) よって、本件訴えのうち本件各減額再更正処分等の取消しを求める部分は、いずれも不適法である。争点5については判断しない。

3 本件各増額再更正処分等のうち、原告甲に対する重加算税の変更決定処分の取消しを求める訴えの適法性（争点3）

(1) 原告甲に係る別紙2の「更正処分等」欄及び「第2更正処分等」欄をみれば明らかとおり、原告甲に対する平成23年7月8日付け重加算税の変更決定処分は、本件各更正処分等に比して重加算税額を減少させることを内容とする処分であり、原告甲にこれを取り消す訴えの利益がないことは、上記(2(2))のとおりである。

(2) したがって、本件各増額再更正処分等のうち、原告甲に対する重加算税の変更決定の取消しを求める訴えは不適法である。争点6については、上記の点を除いた限度で判断する。

4 本件各通知処分の違法性（争点4）

(1) 通則法23条2項1号の判決

ア 本件各通知処分の理由は、前提事実(4)ウ(ウ)のとおりであるところ、なるほど、原告らが本件各更正請求において更正の請求の理由とする各規定は、平成15年4月1日に施行された同年法律第8号及び同年政令第132号により改正（付加）された規定であって、同年1月1日以前に生じた相続により取得した財産に係る相続税には適用がないから（改正後相続税法附則15条）、本件相続について適用されないことは明らかである。そして、本件相続税について適用される相続税法32条各号において、上記改正後相続税法32条5号に相当する規定はない。

もともと、相続税法32条各号の規定は、上記改正の前後を問わず、後発的事由に係る更正の請求を定めた通則法23条2項の特則と解されるところ、相続税法32条各号の規定に該当しない場合であっても、通則法23条2項各号の規定に該当する場合には、同項による更正の請求と取り扱うことができると解される。

イ ところで、原告らは、別件判決が同項1号の「判決」に該当する旨主張するため、以下、この点について検討する。

(ア) 通則法23条2項に基づく更正の請求は、課税要件事実申告時には予知し得ない後発的な変動が生じたことにより、当初の申告又はその申告に対してなされた更正等について後発的な瑕疵が生じ、さかのぼって税額等の減額等をすべきこととなった場合に、確定した租税法関係を変動した状況に適合させるために認められた救済手続であると解される。また、同項は申告納税方式の国税に係る規定であるところ、申告納税方式においては、納税者の申告に基づいて、各納税者ごとに税額等が個別に確定されることを原則としている。

(イ) これらの通則法の趣旨及び規定に照らせば、同項1号は、当該納税者に対して当初の申告等に係る課税標準等又税額等の計算の基礎となった事実関係に係る既判力のある判断が確定したことによって、当該申告等について後発的な瑕疵が生じた場合について救済する規定と解されるから、ここにいう「判決」に当たるというためには、当該納税者に対してその既判力が及ぶものであることが必要というべきである。

(ウ) 以上を踏まえて本件を検討するに、別件判決M部分はAに対する判決であって、原告



らに対してその既判力が及ぶ関係にないことは明らかである（行政事件訴訟法7条、民事訴訟法115条1項）。また、原告らに対する別件判決N部分は、本件各更正処分同様、本件債券グループが丙の遺産に属するとの判断を前提とするものであるから、本件各更正処分について後発的な瑕疵を生じさせるものでもない。したがって、別件判決はいずれも通則法23条2項1号の「判決」には当たらない。

ウ なお、この点について、原告らは、通則法23条2項2号が他の者に係る国税の更正等があったことを更正の請求の理由とすることに照らすと、同項1号にいう「判決」も請求者に対するものに限られないとして、Aに対する別件判決M部分が上記「判決」に当たる旨主張する。

しかし、同項2号は、申告の際にその者に帰属するとされていた所得が、その後、他の者に帰属することになったために他の者の所得について更正がされた場合、その者に対する更正を行わなければ二重課税状態が発生してしまうため、これを排除する趣旨の規定と解されるところ、別件判決M部分が確定しても、それ自体では本件相続税について二重課税状態が発生させるものではないことが明らかであるから、同項2号の規定をもって、別件判決M部分が通則法23条2項1号の「判決」に当たると解することはできない。したがって、原告らの上記主張は採用できない。

## (2) 通則法23条2項1号の「和解」

ア 本件各更正請求は平成21年4月2日に行われているところ、その時点において別件和解（平成22年9月17日成立）はいまだ成立していなかったのであるから、少なくとも、上記時点において、別件和解の成立が本件各更正請求の理由に含まれていたとみる余地はない。

イ 原告らは、本件各更正請求において更正の理由としていた別件判決M部分と別件和解とは実質的に同一の後発的事由であるから、本件各更正請求をもって期間制限の要件は充足している、通則法23条2項1号に基づく更正の請求手続内において、同号に該当する別の理由を追加することは、自由に認められるべきであるなどと主張する。

しかし、通則法が、更正の請求の際にはその理由等を記載した更正請求書を課税庁に提出することを求めていること（23条3項）や、更正の請求について期間制限を定めていることの趣旨が租税法律関係の早期安定及び税務行政の能率的な運営等を図る点にあることからすれば、当初の更正請求書において記載していた理由とは別個の事由を、当該制限期間を超えて、更正の請求の理由として追加的に主張することは許されないと解すべきであり、また、このように解したとしても、納税者は後発的事由が発生するたびに、別途更正の請求を行えばよいのであって、何ら不利益を受けるものではない。

したがって、原告らの上記主張はいずれも採用できない。

ウ(ア) ところで、原告らは、処分行政庁に対し、別件和解の成立を更正の請求の理由として追加する旨記載した平成23年6月14日付けの本件補充書を提出したことにより、本件各更正請求とは別個の更正の請求をしたものといえることができ、本件各通知処分はこれらの各更正の請求に対する応答としてなされたものと認められる。

しかし、別件和解は平成22年9月17日に成立したから、上記更正の請求は、通則法23条2項1号所定の期間を徒過した不適法なものというべきである。

(イ) なお、原告らは、処分行政庁が本件各通知処分を行った経緯等に照らせば、法的安定性の要請を考慮する必要はなく、期間制限が及ばない旨主張する。

この点について、前提事実によれば、処分行政庁が本件各通知処分を行ったのは平成23年6月30日のことであるのに対し、原告らは、平成21年4月2日に本件各更正請求を行っていること、平成23年6月14日に本件補充書により別件和解を更正の請求の理由に追加するとしていること、同月24日に本件各更正請求に対する不作為の違法確認訴訟等を提起していることがそれぞれ認められる。

しかし、そもそも更正の請求の期間制限が租税法律関係の安定のみを目的とするものでないことは上記イのとおりであるし、更正請求書には請求の理由を記載することが求められ、課税庁は当該理由に基づいて必要な調査を行った上で通知処分等を行うことが予定されていることに鑑みれば（通則法23条3、4項）、本件各通知処分について上記の経緯が認められるからといって、それが当初の更正の請求の事由とは別個の事由（別件和解）に基づく更正の請求について期間制限が適用されないとする根拠にはならない。

(3) まとめ

以上のとおり、本件各更正請求及び本件補充書による更正の請求は、いずれも適法な更正の請求とはいえないのであるから、これらに対する本件各通知処分は適法である。

5 本件各増額再更正処分の違法性（争点6）

(1) 認定事実

前提事実、括弧内に掲記した証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件相続に係る遺産分割の経緯及び本件各増額再更正処分がなされた経緯について、次の事実が認められる。

ア 遺産分割の経緯

(ア) Aは、原告らを相手取って、神戸家庭裁判所尼崎支部に対し丙の遺産の分割に関する審判等を申し立て、その抗告審である大阪高等裁判所（同庁平成●●年（〇〇）第●●号）は、平成●年●月●日、別紙7記載の財産（以下「目録記載遺産」という。）の一部を分割する旨決定（以下「別件決定」という。）し、同月31日に同決定が確定したことによって丙の遺産の一部が分割された。

別件決定は、本件相続開始時において別紙8記載1ないし9の財産があったものの、当事者間の協議でその一部について遺産分割した結果、別件決定における遺産分割の対象となる丙の遺産が目録記載遺産のとおりとなったこと（別紙8記載10及び11（係争債券）の財産については遺産に属するかについて争いがあることから、遺産分割の対象からは除外して別途解決する。）、その審判時の価額が別紙7記載のとおりであり、その総額が4億0685万8288円であることを前提としている。別件決定の内容は、概ね次のとおりである。

a 目録記載遺産を、次のとおり分割すること（なお、この内容は、別紙4のうち「備考」欄に別件大阪高裁決定（乙3主文1(1)ア～カ）として記載されている部分と同一である。）

- ① 目録記載遺産1の土地は、原告乙が取得する。
- ② 目録記載遺産2の現金は、原告甲が取得する。
- ③ 目録記載遺産3(1)の預金は、Aが取得し、同(2)の預金は、原告らが2分の1ずつの割合で取得する。
- ④ 目録記載遺産4(1)ないし(4)の有価証券は、原告らが2分の1ずつの割合で取得し、同(5)記載の有価証券は原告甲が取得する。

⑤ 目録記載遺産5の未収給与は原告甲が取得する。

⑥ 目録記載遺産6の未収年金は原告甲が取得する。

b 原告らは、上記の遺産取得の代償として、Aに対し、原告甲が511万8592円、原告乙が460万2267円をそれぞれ支払うこと。

(以上について、甲1、乙3、5の1・2、弁論の全趣旨)

(イ) Aは、別紙8記載10の郵便貯金の解約金3424万7814円(別紙9記載のもの。以下「解約金」という。)が丙の遺産に属するとして、その確認を求めるとともに(なお、別紙9記載番号1ないし14の郵便貯金が丙の遺産に属することについては、当事者間で争いがなく、本件各更正処分においても取得財産価額の総額に含まれているが、同記載15ないし19の郵便貯金は取得財産価額の総額に含まれていない。)、原告らが、共謀して、Aらの委任を受けたかのように装って、解約・払戻手続を行い、解約金の3分の1(Aの法定相続分)に当たる1141万5771円を着服・横領した旨主張し、共同不法行為による損害賠償請求権等に基づき、同額の金員等の支払を求める訴えを神戸地方裁判所尼崎支部に提起した(同庁平成●●年(○)第●●号)。同裁判所は、平成●年●月●日、解約金が丙の遺産に属することを確認するとともに、原告らに対し、Aに対して解約金の3分の1に当たる1141万5771円及びこれに対する遅延損害金の支払を命じる判決をした。(乙4の1)

上記判決に対して原告らが控訴したところ(大阪高等裁判所平成●●年(○○)第●●号)、大阪高等裁判所は、平成●年●月●日、解約金が丙の遺産に属することの確認を求める確認の利益がないとして当該部分を却下したが、これがすべて丙の遺産に属することを前提として、原告らの控訴を棄却した。(乙4の2)

(ウ) a Aは、別件決定が確定したことにより、丙の遺産の一部分割が確定し、本件相続に係る亡丁の納付すべき相続税額が、当初の納税申告における納付すべき税額よりも減少することになったとして、平成15年7月24日、相続税法32条1号に基づき、処分行政庁に対し、納付税額を42万9400円とすべき旨の更正の請求をした。

b これに対して、処分行政庁は、Aに対し、同年11月5日付けで通知処分を行った。Aは、同通知処分に係る異議申立て、審査請求を行ったが、いずれも棄却されたことから、平成17年9月5日、同通知処分の取消しを求めて神戸地方裁判所に訴訟を提起した(同庁平成●●年(○○)第●●号。以下「O事件」という。)

c O事件においては、主として、Aによる上記aの更正の請求が相続税法32条1号の要件を満たすか否かが争われた。裁判所は、遺産の一部分割後の残余財産の価格が、自己が権利を主張できる価格より高額である場合は、共同相続人は、課税価格の計算について、遺産の一部分割前の未分割の状態と同法55条に基づいて相続税額を計算した場合と変わらないのであるから、課税価格が過大になることはありえず、同法32条1号の要件を満たさないというべきであるとし、別件決定を前提としても、遺産の一部分割後の残余財産の価格は亡丁の権利を主張できる価格よりも高額なのであるから、課税価格が過大になることはあり得ず、同法32条1号の要件を満たさない旨判示して、Aの請求を棄却した。

d Aは控訴したが(大阪高等裁判所平成●●年(○○)第●●号)、大阪高等裁判所は、平成●年●月●日、控訴を棄却する旨の判決を言い渡した。

(以上につき、甲1、2)

(エ) 原告らは、平成21年6月29日、A及びBを被告として、不法行為に基づく損害賠償請求等を求める訴えを提起したところ、平成22年9月17日、同人らとの間で、別件和解が成立した。(甲5、6、弁論の全趣旨)

別件和解は、大要、次のような内容であった。(甲6)

- a 原告らとA及びBとは、本件債券グループが、Bの所有する同人に帰属する債券であることを認めること。
- b 原告らとA及びBとは、本件債券グループ以外の係争債券が、すべて丙の遺産に属することを相互に確認すること。
- c 原告らとAは、係争債券のうち15ないし20、26、27及び30ないし33の各債券についてはAが、番号10ないし12、24、25及び39ないし42の債券については原告甲が、それぞれ相続により取得したことを相互に確認すること。

イ 本件各増額再更正処分の経緯

(ア) Aは、平成22年11月26日、処分行政庁に対し、本件各更正処分等が行われた際にはすべて未分割であった丙の遺産の一部について分割が確定し、それにより亡丁の相続分が減少したことに伴って、本件相続に係る亡丁の納付すべき相続税額(Aが承継したものの)が減少したとして、別紙2の「訴外Aの更正の請求」欄記載のとおり、相続税法32条1号に基づく更正の請求(以下「Aの更正の請求」という。)を行った。(弁論の全趣旨)

(イ) 尼崎税務署の担当者は、Aの更正の請求を受けて、Aの代理人及び原告らと接触を図り、上記アの遺産分割の経緯を踏まえて、別紙4のとおり丙の遺産の一部が分割されたことを確認した。(弁論の全趣旨)

(ウ) 処分行政庁は、Aの更正の請求には理由があるとして、Aに対し、平成23年7月8日付けで別紙2の「第2更正処分等」欄記載のとおり、Aが承継した亡丁の相続税について減額更正処分を行うとともに、Aの固有の相続税については増額更正処分を行った。(弁論の全趣旨)

(エ) 処分行政庁は、上記(ウ)のAに対する増額更正処分等に合わせて、同年7月8日付けで、別紙2の「第2更正処分等」欄記載のとおり、相続税法35条3項1号に基づく本件各増額再更正処分を行った。(甲10の1~4、弁論の全趣旨)

(オ) 原告らは、同年8月10日、処分行政庁に対し、本件各増額再更正処分等及び本件各減額再更正処分等に係る異議申立てを行ったところ、処分行政庁は、本件各増額再更正処分のうち原告甲に対する増額更正処分において代償財産の計算に誤りが認められたとして、別紙2の「第2異議決定」欄記載のとおり、同年11月7日付けでその一部を取り消すとともに、その余の異議申立てはいずれも棄却する旨の異議決定を行った。(甲11、17の1・2)

(カ) 処分行政庁は、本件各増額再更正処分のうち、原告甲に対する処分について計算の一部に誤りがあったなどとして、別紙2の「第3更正処分」欄記載のとおり、平成24年4月4日付けで税額7600円を減額する旨の更正処分を行った。(乙8)

(2) 判断

ア 本件各増額再更正処分の違法性(実体面)

(ア) a 除斥期間経過後に行われた相続税法35条1項3号に基づく増額の更正は、確定し

た申告や更正等における課税標準等に係る内容を前提とするものである。そして、本件各更正処分が適法であることについて別件判決N部分が確定しており、また、上記4のとおり、本件各通知処分は適法なものと認められるから、本件各更正処分（原告ら固有の相続税に係るもの）の課税標準等に係る内容を変更する必要はなく、これを前提とすることができる。

- b この点について、原告らは、Aの更正の請求に基づく「更正の基因となった事実」とは、別件和解による遺産分割協議にほかならないところ、別件和解においては、丙の遺産の対象となる係争債券の範囲が別件判決M部分と同じ（係争債券から本件債券グループを除いたもの。）であることを確認され、その価額は合計3億2420万7424円となるのであるから、原告らとの関係においても、遺産総額が11億0634万7848円に減少すべきものである旨主張する。

しかし、相続税法35条3項1号は、同法32条に基づく更正の請求により共同相続人の課税価格及び相続税額が過大になったとしてその者に対する更正が行われた場合において、その者の被相続人から相続等により財産を取得した他の者について、上記課税価格及び相続税額の変動をもたらした事実を新たに税額算定の基礎に加えて計算し直したことにより、当該他の者の課税価格又は相続税額が従前のそれとは異なる場合に限って、更正をすることができる旨を定めた更正の特則である。そして、Aが承継する亡丁が納付すべき税額との関係においては、そもそも別件判決M部分によって本件債券グループが丙の遺産に含まれないことを前提とする判断が確定しているのであって、Aの更正の請求は、当該判断を前提とした上で、別件決定及び別件和解に基づく遺産の一部分割によって亡丁が納付すべき税額（Aが承継したもの）が減少したことを理由とするものであることに鑑みれば、別件和解において、丙の遺産の範囲は別件判決M部分と同じであって本件債券グループは丙の遺産に属しないことが確認されたとしても、かかる事実は、Aが承継した本件相続に係る亡丁の課税価格及び相続税額に変動をもたらすものではない。したがって、上記事実の存在は、相続税法32条1号に基づく更正の請求の理由になり得ないのであるから、これが、Aの更正の請求における「更正の基因となった事実」に当たらないことは明らかである。

- c したがって、原告らの上記主張は採用できない。

(イ) 以上を踏まえて、原告らが納付すべき相続税の税額について検討する（なお、前提事実のとおり、原告らは、上記(ア)の点を除いては本件各増額再更正処分に係る課税根拠及び計算関係について争っていない。）。

- a 前提事実、上記認定事実及び弁論の全趣旨によれば、原告らが納付すべき相続税額を算出するための基礎となるべき事実は、別紙4に記載されたとおりと認められ、これに基づく別紙5ないし6-2に記載された原告らの相続税額算出に係る計算方法は法令の規定に従っているものと認められる。

- b そうすると、法令上、原告甲が納付すべき相続税額は1億2431万8100円であり、原告乙が納付すべき相続税額は1億2081万3100円と認められる。そして、本件各増額再更正処分は、別紙2の「第2異議決定」欄記載のとおり、原告甲が納付すべき税額を1億2432万5700円、原告乙が納付すべき税額を1億2081万3100円とするものであるが、原告甲に対しては、その後の減額再更正によってその一部

(7600円分)が取り消されているから、結局、本件各増額再更正処分により原告甲が納付すべき税額は1億2431万8100円となる。

したがって、原告らに対する本件各増額再更正処分は、いずれも原告らが法令上納付すべき相続税額と一致するものであるから、適法である。

イ 本件各増額再更正処分の違法性（手続面）

原告らは、本件各増額再更正処分に理由付記がない違法を主張する。しかし、国税に関する法律に基づき行われる処分については、理由付記を定める行政手続法14条の規定が適用されず、ほかに相続税の更正通知書において更正の理由を付記しなければならないとする規定は存在しない。また、原告らは信義則違反も主張するが、取得財産の価額等の事実が変更されていることをいうだけで、それがなぜ信義則違反を導くのかという点について、何ら具体的な根拠が明らかにされていない。

したがって、原告らの主張は採用できない。

ウ まとめ

以上のとおりであるから、本件各増額再更正処分について原告らが主張する違法事由はいずれも理由がなく、本件各増額再更正処分は法令に則り適法に行われたものと認められる。

したがって、本件各増額再更正処分はいずれも適法である。

6 過誤納金返還請求の当否（争点7）

(1) 原告らは、M事件とN事件とは必要的共同訴訟であるなどとして、本件各更正処分の無効事由を主張するが、本件各更正処分が適法であることは別件判決N部分により確定しているから、その事実審口頭弁論終結日（甲2号証により平成20年10月29日と認められる。）以前に生じた事由を無効事由として主張することは、上記判決の既判力に抵触し許されないというべきである。原告らは、別件判決M部分の確定によって別件判決N部分の既判力が遮断されるなどと論難するが、独自の見解にすぎず、採用できない。

(2) 原告らは、Aと異なる扱いをすることは平等原則に反する、別件和解の成立によって本件各更正処分が無効になる、別件和解によりBが所有するものであることが確定した本件債券グループについて相続税を賦課徴収することは、相続税法の規定や応能負担原則に反するなどと主張する。

しかし、Aと原告らとの間で本件債券グループについて異なる取扱いがされたのは原告らの訴訟追行の態様がAのそれと異なっていた結果であり、そもそも、平等原則違反をいう前提が欠けるものである。また、通則法は、納付すべき税額を自己に有利に変更するための手段として、特に更正の請求という制度を定めているところ、後発的事由が生じたという一事から直ちに納税義務に影響が生じるものでないことは明らかである。さらに、原告らとの関係で本件債券グループが丙の遺産として取り扱われたのは、上記のとおり原告ら自身の訴訟追行の結果である上、原告らは、適法な更正の請求を行うことによって後発的事由を主張して納付すべき税額について争うという選択も十分に可能であったにもかかわらず、適法な更正の請求を行わなかったのであって、このような自己の行為に基づく不利益を負担することもやむを得ないというべきである。

したがって、原告らの主張はいずれも採用できない。

(3) そうすると、原告らが本件各更正処分の無効事由として主張する点はいずれも理由がなく、本件各更正処分に基づき被告が得た相続税に係る利得について法律上の原因がないとはいえ

ない。

したがって、原告らの過誤納金返還請求は認められない。

#### 第4 結論

以上の次第で、本件訴えのうち、本件各減額再更正処分等及び原告甲に対する平成23年7月8日付け重加算税の変更決定処分の取消しを求める部分はいずれも不適法であるから却下することとし、その余の原告らの請求にはいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 梅村 明剛

裁判官 福島 かなえ

裁判官 小西 俊輔

別紙1及び別紙7～9 省略



課税の経緯

(単位：円)

区分	申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	前訴大阪 高裁判決	過納金還 付請求書	訴外Aの 更正の請求	通知処分	第2更正処分等	第2異議申立て	第2異議決定	加算税の変 更決定処分	第2審査請求	第3更正処分						
申告等の年月日	平10.4.7	平11.7.1	平11.8.31	平12.6.30	平12.8.4	平14.8.9	平21.1.20	平21.4.2	—	平23.6.30	平23.7.8	平23.8.10	平23.11.7	平23.11.7	平23.12.7	平24.4.4						
原告甲	課税価格	193,946,000	<i>(292,281,000÷3)</i> 292,282,000	更正処分のうち前訴係争割引債券を遺産とした部分並びに過少申告加算税及び重加算税の全部の取消し	<i>(291,415,000÷3)</i> 291,415,000	65,754,000	棄却	棄却	相続税額665万6000円並びにこれに係る過少申告加算税及び重加算税の還付	更正をすべき理由がない旨の通知処分	<i>(150,467,000÷3)</i> 365,468,000	本件各処分の取消し	<i>(150,467,000÷3)</i> 365,368,000	—	本件各処分(ただし、左記第2異議決定により一部取り消された後のもの)の取消し	<i>(150,467,000÷3)</i> 365,344,000						
	納付すべき税額	53,447,000	<i>33,036,900</i> 99,570,500		32,892,600	17,979,400					16,890,000		16,890,000	—		16,890,000						
	過少申告加算税	—	<i>1,505,000</i> 273,000		99,137,500	53,447,000					0		124,359,800	0		—	124,325,700	—	0	—	0	124,318,100
	重加算税	—	—		1,491,000	0					0		238,000	238,000		—	238,000	—	—	—	—	238,000
課税価格	194,582,000	<i>(292,281,000÷3)</i> 292,282,000	同上	<i>(291,415,000÷3)</i> 291,415,000	65,754,000	棄却	棄却	同上	同上	<i>(150,467,000÷3)</i> 355,055,000	同上	<i>(150,467,000÷3)</i> 355,055,000	—	本件各処分の取消し	—							
納付すべき税額	53,619,800	<i>33,036,900</i> 99,570,500		32,892,600	17,979,400					16,890,000		16,890,000	—		16,890,000							
過少申告加算税	—	<i>1,505,000</i> 4,311,000		99,137,500	53,619,800					0		120,813,100	0		—	120,813,100	—	0	—	0	120,813,100	
重加算税	—	—		1,491,000	0					0		4,267,000	4,267,000		—	4,267,000	—	—	—	—	4,267,000	
課税価格	197,262,000	(注) 各欄の上段の金額(斜体数字)は、亡丁の相続開始により同一に課されるべき相続税のうち他の共同相続人がそれぞれ承継した金額を外書で示したものである。																				
納付すべき税額	53,938,200																					
過少申告加算税	—																					
重加算税	—																					
申告等の年月日	平10.4.6	平11.7.1	平11.8.30	平12.6.30	平12.7.28	平14.8.9	平21.1.20		平22.11.16		平23.7.8	(注) 各欄の上段の金額(斜体数字)は、亡丁の相続開始により同一に課されるべき相続税のうち他の共同相続人がそれぞれ承継した金額を外書で示したものである。										
訴外A	課税価格	194,097,000	<i>(292,281,000÷3)</i> 292,282,000	更正処分の一部、過少申告加算税の一部及び重加算税の全部の取消し	<i>(291,415,000÷3)</i> 291,415,000	65,754,000	棄却	—	<i>(281,431,000÷3)</i> 281,431,000	<i>(32,218,000÷3)</i> —	<i>(110,533,000÷3)</i> 294,669,000											
	納付すべき税額	53,098,400	<i>33,036,900</i> 99,350,100		32,892,600	17,979,400			31,228,600	3,404,000	12,147,800											
	過少申告加算税	—	<i>1,505,000</i> 285,000		98,917,100	53,098,400			0	93,925,100	—						98,359,100					
	重加算税	—	—		1,491,000	0			0	2,149,000	—	680,000										
課税価格	779,887,000	<i>292,281,000</i> 876,846,000	—	<i>291,415,000</i> 874,245,000	(注) 各欄の上段の金額(斜体数字)は、亡丁の相続開始により同一に課されるべき相続税のうち他の共同相続人がそれぞれ承継した金額を外書で示したものである。																	
納付すべき税額	214,103,400	<i>99,110,700</i> 298,491,100		98,677,800																		
過少申告加算税	—	<i>4,515,000</i> 4,869,000		297,192,100																		
重加算税	—	—		4,473,000																		
合計				31,304,000	4,756,000	0	6,762,000			6,762,000												

(注) 各欄の上段の金額(斜体数字)は、亡丁の相続開始により同一に課されるべき相続税のうち他の共同相続人がそれぞれ承継した金額を外書で示したものである。

N事件確定判決における遺産の総額及び明細  
(甲第1号証別紙3「当裁判所の判断」「原告甲らについて」欄)

(単位：円)

順号	種類	細目	利用区分等	N事件確定判決の判断
①	土地	山林	山林	2,389,500
		小計		2,389,500
②		同族株式	C株式会社	56,042,640
			合資会社D	180,450,000
			E株式会社	34,050,000
			F株式会社	23,866,900
		株式小計		294,409,540
③		出資		950,000
		出資小計		950,000
④	有価証券	公社債	G公社	5,383,105
			G公社利息	142,096
			H	1,172,829
			P	3,500,000
	公社債小計		10,198,030	
⑤		信託受益証券	証券投資信託受益証券	368
		受益証券小計		368
⑥			I債券	364,141,424
		債券小計		364,141,424
⑦		有価証券小計		669,699,362
⑧		現金	現金	1,030,000
		現金小計		1,030,000
⑨		預金	J銀行武庫川支店普通預金	17,803
			J銀行武庫川支店定期預金	154,500,000
			上記定期預金利息	272,301
		J銀行預金小計		154,790,104
⑩		預金	K銀行尼崎支店普通預金	26,723
			K銀行尼崎支店定期預金	150,000,000
			上記定期預金利息	155,344
		K銀行預金小計		150,182,067
⑪	現金預貯金	預金	L信用金庫武庫川支店普通預金	114,048
			L信用金庫武庫川支店貯蓄預金	8,334
			L信用金庫武庫川支店定期預金	140,000,000
			上記定期預金利息	254,134
			L信用金庫武庫川支店定期積金	2,180,000
		L信用金庫小計		142,556,516
⑫		預金小計		447,528,687
⑬		郵便貯金	通常貯金	2,955
			定額貯金	22,717,269
		郵便貯金小計		22,720,224
⑭		現金預貯金小計		471,278,911
⑮	家庭用財産		家庭用財産	1,000,000
		小計		1,000,000
⑯	その他	その他	未収給与	791,200
			未収年金	134,625
			還付所得税	288,250
		その他小計		1,214,075

⑰		貴金属	ネックレス・コイン等	300,000
			ネックレス・コイン等	300,000
			ネクタイピン・コイン	100,000
		貴金属小計		700,000
⑱		その他財産小計		1,914,075
⑲	合計			1,146,281,848

## 丙の相続財産の分割内容

(単位：円)

順号	種類	細目	利用区分等	N事件確定判決の判断						
①	土地	山林	山林	2,389,500		2,389,500			別件大阪高裁決定(乙3 主文1(1)ア)	
		小計		2,389,500	0	2,389,500	0	0		
②	有価証券	同族株式	C株式会社	56,042,640	28,021,320	28,021,320			別件大阪高裁決定(乙3 主文1(1)エ)	
			合資会社D	180,450,000	90,225,000	90,225,000			同上	
			E株式会社	34,050,000	17,025,000	17,025,000			同上	
			F株式会社	23,866,900	11,933,450	11,933,450			同上	
		株式小計		294,409,540						
③	有価証券	出資		950,000	950,000				同上	
		出資小計		950,000						
④	有価証券	公社債	G公社	5,383,105	1,794,368	1,794,368	1,794,369		別件大阪高裁決定(乙3 第3の3(2)ア(8ページ))	
			G公社利息	142,096	47,365	47,366	47,365		同上	
			H	1,172,829	390,943	390,943	390,943		同上	
			P	3,500,000	1,750,000	1,750,000			別件大阪高裁決定(乙3 主文1(1)ウ)	
公社債小計		10,198,030								
⑤	有価証券	信託受益証券	証券投資信託受益証券	368	123	122	123		別件大阪高裁決定(乙3 第3の3(2)ア(8ページ))	
		受益証券小計		368						
⑥	有価証券	I債券	(分割済)	219,553,424	59,923,924	59,814,000	99,815,500		別件和解(甲6 第3の4(1))	
			(未分割)	144,588,000				144,588,000		
			債券小計		364,141,424					
⑦	有価証券	有価証券小計		669,699,362	212,061,493	211,001,569	102,048,300	144,588,000		
⑧	現金	現金	現金	1,030,000	1,030,000				別件大阪高裁決定(乙3 主文1(1)イ)	
		現金小計		1,030,000						
⑨	現金	預金	J銀行武庫川支店普通預金	17,803			17,803		別件大阪高裁決定(乙3 主文1(1)ウ)	
			J銀行武庫川支店定期預金	154,500,000			154,500,000		同上	
			上記定期預金利息	272,301			272,301		同上	
			J銀行預金小計		154,790,104					
⑩	現金	預金	K銀行尼崎支店普通預金	26,723	13,361	13,362			別件大阪高裁決定(乙3 主文1(1)ウ)	
			K銀行尼崎支店定期預金・定期預金利息	150,155,344		23,027,400	13,052,628	18,379,900		滞納国税として徴収された金額 別件大阪高裁決定(乙3 第3の3(2)ア(8ページ))
						△89,922	△50,971	△71,773		相続開始後の利息相当額を減額
						48,142,036	48,142,036			別件大阪高裁決定(乙3 主文1(1)ウ)
				△187,995	△187,995			相続開始後の利息相当額を減額		
K銀行預金小計		150,182,067								
⑪	現金	預貯金	L信用金庫武庫川支店普通預金	114,048	61,181,000	60,132,372	22,339,600		滞納国税として徴収された金額 別件大阪高裁決定(乙3 第3の3(2)ア(8ページ))	
			L信用金庫武庫川支店貯蓄預金	8,334						
			L信用金庫武庫川支店定期預金	140,000,000						
			上記定期預金利息	254,134						
			L信用金庫武庫川支店定期預金	2,180,000						
			L信用金庫小計							142,556,516
預金小計		447,528,687								
⑫	現金	郵便貯金	通常貯金	2,955	7,573,408	7,573,408	7,573,408		別訴大阪高裁判決(乙4の2)	
			定額貯金	22,717,269						
			郵便貯金小計		22,720,224					
⑬	現金	現金預貯金小計		471,278,911	140,222,314	128,215,869	202,840,728			
⑭	家庭用財産	家庭用財産		1,000,000	333,334	333,333	333,333		別件大阪高裁決定(乙3 第3の3(2)ア(8ページ))	
		小計		1,000,000	333,334	333,333	333,333			
⑮	その他	その他	未収給与	791,200	791,200				別件大阪高裁決定(乙3 主文1(1)オ)	
			未収年金	134,625	134,625				別件大阪高裁決定(乙3 主文1(1)カ)	
			還付所得税	288,250	96,083	96,084	96,083		別件大阪高裁決定(乙3 第3の3(2)ア(8ページ))	
		その他小計		1,214,075						
⑯	代償財産	貴金属	ネックレス・コイン等	300,000	233,333	233,333	233,334		別件大阪高裁決定(乙3 第3の3(2)ア(8ページ))	
			ネックレス・コイン等	300,000						
			ネクタイピン・コイン	100,000						
		貴金属小計		700,000						
		代償財産債務	審判	0	△5,118,592	△4,602,267	9,720,859		別件大阪高裁決定(乙3 主文1(2))	
代償財産債務	和解	0	13,226,666	13,386,667	△26,613,333		別件和解(甲6 第3の4(2))			
⑰	代償財産	その他財産小計		1,914,075	9,363,315	9,113,817	△16,563,057			
⑱	債権	債務葬儀費用		△635,800	△635,800					

	贈与加算	20,015,500	4,000,000	4,000,000	6,135,750	5,879,750	
	課税価格		365,344,656	355,054,088	294,795,054	150,467,750	

(編集者注) 上記の表には判読不明な箇所がある。

## 課税価格の計算明細表

(単位：円)

順号	区分等	総額	原告甲	原告乙	亡丁	訴外A	備考	
①	分割済財産	1,001,693,848	361,980,456	351,054,088	0	288,659,304	別紙4の 合計欄の 金額	
②	未分割財産	144,588,000	未分割	未分割	未分割	未分割		
③	贈与加算額	20,015,500	4,000,000	4,000,000	5,879,750	6,135,750		
④	計	1,166,297,348						

## 具体的な相続分の価額

順号	区分等	取得財産の総額	相続分	分割済財産	贈与加算額	具体的な 相続分の価額
⑤	原告甲	1,166,297,348	× 1/4	− 361,980,456	− 4,000,000	= ▲74,406,119
⑥	原告乙	1,166,297,348	× 1/4	− 351,054,088	− 4,000,000	= ▲63,479,751
⑦	亡丁	1,166,297,348	× 1/4	− 0	− 5,879,750	= 285,694,587
⑧	他の相続人	1,166,297,348	× 1/4	− 288,659,304	− 6,135,750	= ▲3,220,717
⑨	合計			1,001,693,848	20,015,500	144,588,000

## 取得財産の価額

順号	区分等	分割済財産	未分割財産	取得財産 の価額	
⑩	原告甲	361,980,456	+	= 361,980,456	
⑪	原告乙	351,054,088	+	= 351,054,088	
⑫	亡丁	0	+	= 144,588,000	
⑬	他の相続人	288,659,304	+	= 288,659,304	
⑭	合計	1,001,693,848		144,588,000	1,146,281,848

## 課税価格

順号	区分等	取得財産の価額	債務控除額	贈与加算額	課税価格
⑮	原告甲	361,980,456	− 635,800	+ 4,000,000	= 365,344,000
⑯	原告乙	351,054,088	− 0	+ 4,000,000	= 355,054,000
⑰	亡丁	144,588,000	− 0	+ 5,879,750	= 150,467,000
⑱	他の相続人	288,659,304	− 0	+ 6,135,750	= 294,795,000
⑲	合計	1,146,281,848	635,800	20,015,500	1,165,660,000

## N事件確定判決における納付すべき額

(甲第1号証別紙4)

(単位:円)

順号		訴外A	原告甲	原告乙	亡丁	合計
①	土地	2,389,500				2,389,500
②	有価証券	669,699,362				669,699,362
③	現金預貯金	471,278,911				471,278,911
④	家庭用財産	1,000,000				1,000,000
⑤	その他の財産	1,914,075				1,914,075
⑥	取得した財産の合計	285,438,587	287,574,337	287,574,337	285,694,587	1,146,281,848
⑦	債務・葬式費用	158,950	158,950	158,950	158,950	635,800
⑧	相続開始前3年以内の贈与加算	6,135,750	4,000,000	4,000,000	5,879,750	20,015,500
⑨	課税価格	291,415,000	291,415,000	291,415,000	291,415,000	1,165,660,000
⑩	遺産に係る基礎控除額	5000万円+(1000万円×4人)				90,000,000
⑪	課税される遺産総額	⑨の合計-⑩				1,075,660,000
⑫	各人の法定相続分	4分の1	4分の1	4分の1	4分の1	1
⑬	法定相続分に応じる金額(⑪×⑫)	268,915,000	268,915,000	268,915,000	268,915,000	1,075,660,000
⑭	⑬に対する適用税率等	税率50%、控除額3520万円				
⑮	相続税の総額の基礎となる税額 (⑭による算出額)	99,257,500	99,257,500	99,257,500	99,257,500	397,030,000
⑯	各人の課税価格の割合 (各人の⑨の額÷⑨の合計額)	4分の1	4分の1	4分の1	4分の1	1
⑰	各人の相続税額(⑮の合計×⑯)	99,257,500	99,257,500	99,257,500	99,257,500	397,030,000
⑱	税額控除	340,400	120,000	120,000	579,500	1,159,900
⑲	納付すべき税額(⑰-⑱)	98,917,100	99,137,500	99,137,500	98,678,000	395,870,100

## 納付すべき税額の計算

(単位:円)

順号		訴外A	原告甲	原告乙	亡丁	合計
①	土地			2,389,500		2,389,500
②	有価証券	102,048,300	212,061,493	211,001,569	144,588,000	669,699,362
③	現金預貯金	202,840,728	140,222,314	128,215,869		471,278,911
④	家庭用財産	333,333	333,334	333,333		1,000,000
⑤	その他の財産	△16,563,057	9,363,315	9,113,817		1,914,075
⑥	取得した財産の合計	288,659,304	361,980,456	351,054,088	144,588,000	1,146,281,848
⑦	債務・葬式費用	0	635,800	0	0	635,800
⑧	相続開始前3年以内の贈与加算	6,135,750	4,000,000	4,000,000	5,879,750	20,015,500
⑨	課税価格(⑥-⑦+⑧)	294,795,000	365,344,000	355,054,000	150,467,000	1,165,660,000
⑩	遺産に係る基礎控除額	5000万円+(1000万円×4人)				90,000,000
⑪	課税される遺産総額	⑨の合計-⑩				1,075,660,000
⑫	各人の法定相続分	4分の1	4分の1	4分の1	4分の1	1
⑬	法定相続分に応じる金額(⑪×⑫)	268,915,000	268,915,000	268,915,000	268,915,000	1,075,660,000
⑭	⑬に対する適用税率等	税率50%、控除額3520万円				
⑮	相続税の総額の基礎となる税額 (⑬による算出額)	99,257,500	99,257,500	99,257,500	99,257,500	397,030,000
⑯	各人の課税価格の割合 (各人の⑨の額÷⑨の合計額)	0.2528996448	0.3134224388	0.3045948218	0.1290830946	1
⑰	各人の相続税額(⑮の合計×⑯)	100,408,745	124,438,110	120,933,282	51,249,861	397,029,998
⑱	税額控除	340,400	120,000	120,000	579,500	1,159,900
⑲	納付すべき税額(⑰-⑱)	100,068,300	124,318,100	120,813,200	50,670,300	395,869,900

注1:黄色マーカー部分は、別紙6-1と金額等が変更になった箇所を示す。

注2:⑨⑬については、1000円未満の端数を切り捨てた金額である。

注3:⑰については、1円未満の端数を切り捨てた金額である。

注4:⑲については、100円未満の端数を切り捨てた金額である。